

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月9日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第55号

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第20条に次の1項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第25条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の後ろに「および第6項」を加える。

第26条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。